

平成25年度 第1回村上市市民憲章等審議会 会議録

- 1 開催日時 平成25年5月28日（火）14:00～15:50
- 2 開催場所 村上市役所 5階 第5会議室
- 3 出席委員 五十嵐誠、磯部孝行、板垣 真、川内真由子、吉川準一、
鈴木いづみ、高橋衣里子、高橋健也、船山一広、本間てるみ、
稲垣晴一、斎藤俊則、鈴木源左衛門
- 4 欠席委員 圓山文堯
- 5 出席職員 政策推進課；渡邊課長、竹内課長補佐、田中副参事、渡邊主査
(事務局)
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議次第 別紙のとおり
- 8 会議経過 別紙のとおり

平成25年度 第1回村上市市民憲章等審議会 次第

日 時：平成25年5月28日（火）14:00～

会 場：村上市役所本庁5階第5会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 委嘱状の交付

4. 正副会長の選出

5. 諮 問

6. 議 事

(1) 起草部会の設置について

(2) 市民憲章案の答申に向けた進め方について【資料2】

(3) (仮称)村上市まちづくり基本条例案の答申に向けた進め方について【資料3】

7. 意見交換

8. その他

9. 閉 会

会議経過

1. 開会 (14:00)

事務局； これより第1回村上市市民憲章等審議会を開会させていただきます。
本日は、公務のため圓山教育長が欠席となっています。
今日が第1回目ということで、会長が決まるまで事務局で進行いたしますのでよろしくをお願いします。

2. 市長挨拶

事務局； 続いて市長挨拶となりますが、市長は他の公務により欠席ですので、副市長よりご挨拶をお願いします。

副市長； 市長より挨拶を預かってきましたので、代読します。

本日は、お忙しい中、村上市市民憲章等審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございました。また、公私とも多忙な中、快く審議会委員をお引き受けくださったことに対し、心からお礼を申し上げます。

さて、村上市は、平成20年4月1日に1市2町2村の市町村合併により、新潟県の9.3%を占める面積と50キロにおよぶ海岸線を有した全国でも有数の大きさとなる、広大な市となりました。市には原生の森や清涼な河川、豊かな海など太古から続く自然が数多く残り、各地に歴史や伝統に育まれた文化や暮らしが息づいています。

しかし、昨今の全国的な少子・高齢化は当市においても避けられない状況であり、加えて産業構造の変化や多種多様な情報発信とその増大によって、地方から都市部へ若者の流出が進んでいます。このことは、地域の担い手の急激な減少原因の一つとなっており、地域で暮らしを支えている自治会や小さなコミュニティの衰退が危惧されています。

村上市では、それぞれの地域にある資源や文化を生かしながら、そこに住む市民が主体となって地域の課題解決や活性化を図るためのまちづくり組織を発足し、市民協働のまちづくりを進めてきました。現在、17のまちづくり組織が発足し、各地域の特色を生かした元気づくりを進めているところです。

こうした市民が主体となる市民協働のまちづくりをさらに推進し、次の世代にこの美しく魅力あふれた村上市をつないでいく願いや思いを込め、村上市全体の一体感の醸成や進むべき市民共通の目標を「市民憲章」として定め、市のまちづくりにおけるそれぞれの役割や基本的な考え、方向性を指し示す指針を「(仮称)村上市まちづくり基本条例」として制定したいと考えております。

今後、非常に大変な作業が続くと思いますが、市民にいつまでも愛されるものを目指して、どうか皆様のお力をいただきますようお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成25年5月28日 村上市長 大滝平正

以上、代読させていただきました。

3. 委嘱状の交付

事務局； それでは続いて、委嘱状の交付をいたします。副市長より順次、交付をお願いいたします。

【副市長から各委員へ委嘱状の交付】

事務局； それでは皆様よろしく申し上げます。

本日は第1回目で、初めてお会いする方もいると思いますので、自己紹介をしていただきたいと思います。それでは申し上げます。

【自己紹介】

4. 正副会長の選出

事務局； それでは、次第の4番の正副会長の選出に移ります。どのように選出したらよろしいでしょうか。

事務局； どなたか立候補する方はおられますか。

委員； 事務局の腹案はありませんか。

事務局； 事務局の腹案という意見がありましたが、どなたにお願いすべきか非常に悩みましたが、事務局案ということで発表させていただきます。会長に五十嵐誠委員、副会長に本間てるみ委員を推薦しますが、いかがでしょうか。

一同； （拍手）異議なし。

事務局； それでは、お二人にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

5. 諮問

事務局； 続いて、次第5番の諮問に移ります。当審議会の諮問について市長に代わって、副市長から会長へ諮問をお願いします。なお、委員の皆様には諮問文の写しを資料としてお配りしていますので、ご確認をお願いします。

【副市長から会長へ諮問】

事務局； それでは、諮問まで終わりましたので、今後の議事の進行については、会長をお願いします。ここで、会長、副会長から一言ご挨拶をお願いします。

【会長及び副会長から挨拶】

6. 議事

（1）起草部会の設置について

会長； それでは次に議事に入ります。（1）「起草部会の設置について」ですが、審議会規則第7条に「市民憲章原案を起草するため、起草部会を置く。2、部会は、会長が指名する委員をもって組織する。3、部会に部会長を置き、部会の

委員の互選によりこれを定める。」とあります。皆様から活発なご意見をいただく中で、それをもとに数人で原案をつくるようにすれば、会の審議も円滑に進むのだらうと思います。

資料にもありますとおり、会長が指名するということで色々と相談し、どなたにお願いしてもよいという状況の中、あえて決めさせていただきました。起草部会の委員として、川内真由子委員、鈴木いづみ委員、高橋健也委員、稲垣晴一委員、斎藤俊則委員の5人をお願いしたいと思います。会長の指名でありますので、この5名の方にはどうかよろしくお願いいたします。

一 同；（拍手）異議なし。

（2）市民憲章案の答申に向けた進め方について

（3）（仮称）村上市まちづくり基本条例案の答申に向けた進め方について

会 長； 続いて、（2）「市民憲章案の答申に向けた進め方について」、（3）「（仮称）村上市まちづくり基本条例案の答申に向けた進め方について」はスケジュールの関係がメインですので、事務局より順次説明をお願いします。

事務局； まず初めに資料の確認をします。

【配付資料の確認】

それでは、議事（2）及び（3）の順で、各資料に沿って説明した後、全体をとおして資料4によりスケジュールの説明をします。

すでに、事前に資料は配付しておりますので、かいつまんで簡単に説明をさせていただきます。

【資料2の説明】

委員の皆さんにおいては、市民憲章に向けていろいろな思いを持っておられることと思いますが、市民憲章は、市民の目標であり、市のスローガンとなるものです。また、広い村上市の一体感の醸成をはかるためのシンボルだと考えれば、理解しやすいのではないかと思います。

審議会の体制の中にアドバイザーとありますが、これは日本語の表記や文章表現について素人では分からない部分がありますので、専門的な知識を有する方に助言をいただこうというものです。アドバイザーは2、3人を予定しています。

【資料3の説明】

（仮称）まちづくり基本条例案については、一部同時並行で進める場合がありますが、ある程度、市民憲章の原型が固まってきた段階で条例作成のお話をしたいと思います。基本的に市民憲章と理念を同じくしたもので、村上市のまちづくりの方向性などを具体的に表したものです。市民憲章作成時の議論を参考とし、市民憲章の理念に沿いながら事務局（行政内部）で基本骨格を作成します。これを基として、審議会でも市民憲章とリンクさせるようご審議いただくこととしたいと考えています。この条例は、市民憲章と対であるもので、市民憲章と同じくわかりやすいものを第一としたいと思います。

資料2、3を説明しましたが、これを全体のスケジュールとしたのが資料4となります。

【資料4の説明】

今日が第1回目の審議会ですが、その後起草部会を開催します。起草部会については頻りに集まっていますが、そこで素案を作成します。作成が進みましたら、アドバイザーに助言を求めます。もしその助言の中で、大幅な修正がある場合には、起草部会に一旦戻して審議していただきます。その部分を予備として表記しています。修正が軽微な場合は、その部分を修正して審議会にかけたいと思います。審議会で議論していただき、修正を加え、原案ができましたら、パブリックコメントとなります。パブリックコメントでは20日間を予定していますが、多く取って約1ヶ月を見えています。パブリックコメントでも非常にいい意見があったなど大幅な変更が生じる場合には、予備日を設けて審議をしていただきます。最終的なものができあがり次第、審議会で決定を踏まえて答申となります。答申があると1ヶ月の事務手続きをおき、12月定例議会へ提案する流れとなります。

(仮称)まちづくり基本条例については、第4回からということで10月頃からなっていますが、進み状況を見ながら皆様にお話したいと思います。この条例についても、予備日の設定を考えています。パブリックコメントについても、1ヶ月を予定しています。その後、アドバイザーの意見をいただきながら第6回で決定し、答申となりまして、3月定例議会に提案となります。

第4回の審議会「普及啓発事業の提案」とありますが、市民憲章をどうやって広めていくかの方向性、普及策などについて、委員の皆様の意見をいただきたいと思います。

審議会で議論の時間がなくなった時などは、持ち帰っての検討をお願いすることもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

会 長； 事務局の説明について、何か質問や意見はありませんか。

委 員； パブリックコメントについて、手段としては市のホームページや市報が考えられますが、どのような範囲なのか教えてください。

事 務 局； ホームページのほか、市報でもお知らせすることを考えていますが、市民憲章の全文を掲載するのではなく、パブリックコメントの時期と閲覧できる場所などをお知らせすることになるかと思います。

会 長； 意見がないようでしたら、今ほどの事務局の説明にあったとおり、議事(2)(3)について、これでよろしいでしょうか。

一 同； (拍手) 異議なし。

7. 意見交換

会 長； 続いて、意見交換に移ります。

今日の審議会のメインがこの意見交換になると思います。この審議会にはいろいろな方に来ていただいております。皆さんが市民憲章にもさまざまなイメージを持っていると思います。そのイメージやそれぞれの思いについて、どん

どん意見を出してもらい、それを起草部会につなげて検討していただきたいと思ひます。

委員の皆様から何か意見はありませんか。

副市長； 情報提供も含めて意見いたします。先ほどの市長の挨拶にもありましたが、協働のまちづくりを進めて、17のまちづくり協議会がスタートしています。それぞれ各地域の特長を生かしながら、地域の元気づくりのためいろいろな行事の復活や奉仕活動などを展開しています。この予算としては、平成24年度は5,000万円でしたが、平成25年度は6,000万円にアップしました。人口割や辺地等による加算などの配分もしました。各地域の温度差はありますが、それぞれのペースで順調に進んでいます。

また、今は非常に少子高齢化が進んでいます。その対応として定住の里づくりを市では進めていて、空き家対策もその一つですが、IJUターンの方に定住していただけるような、村上に住んで良かったと思われるような取組を目指して進めています。特に、農村部は高齢化が急速に進んでいますので、地域おこし協力隊というものを来年度から配置できるよう導入を目指しています。これは、集落に若い人が張りついて、地域の活性化を目指していろいろな仕掛けをするというものです。

もう一つ、人口減少問題が非常にクローズアップされています。先般、人口問題研究会から2040年の人口減少率が発表されましたが、それによると村上市は県内20市中ワースト2位の減少率でした。それを受けまして、庁内では市長をトップに人口減少問題対策委員会を設置しました。人口が増えるのはなかなか難しいですが、それをいかに食い止めていけるか、さまざまな分野になりますので全庁的に取り組んで検討を進めています。長期的な政策もありますし、すぐできるものもあります。それらも含めて、できることからやっていきたいと考えています。

委員； 旧市町村に市民憲章があったようだが、あることさえ知らなかった。市民憲章が完成すればこの会は解散すると思うが、できあがったものを村上市民が日常生活のどこで意識して活用するのでしょうか。

委員； 市民憲章があることを知らなかった。これから市を担っていく子どもたちはどこに書いてあるかも知らないのではないのか。なぜ今のタイミングで作るのか。旧市町村の市民憲章のいいところをまとめて作ればよいのではないのか。

事務局； 今ご意見が出たように、どう広めるかも考えていかなければならない。先ほど説明したが、普及啓発事業については10月頃に提案したいと思っている。

旧市町村の市民憲章からいいところを抜き出して市民憲章を作ればよいのではないかという意見については、委員の皆さんが論議していく中で、そうした手法を取り入れて作っていくことには意味があると考えます。行政側が勝手に作るのではなく、市民の方と一緒に作り上げること、そのプロセスも大事であると思ひます。

将来、子どもたちに村上市はこのような目標を掲げ、このようなまちを作ってきたのだよとつなげていくことや、私たちのまちはこんなまちですと内外に

示していくことはとても大切なことだと思います。だからこそ、市民憲章をどうしたら皆さんに知っていただけるかを考えなければならないと思っています。

副市長； 10周年、20周年記念等でどこでも一体感を醸成するために作っているようです。前は行政がある程度作っていたのではないかと思います。

今回は合併5周年で、市民の方にぜひ身近に感じてもらうため、皆さんと一緒に市民目線で作りあげて普及させていきたいと思っています。

委員； 子どもが小学校のころに市政何十周年事業で市民憲章の下敷きを小学校で配られました。子どもが使っていたので、親は文章を読みませんでした。

私の子どもたちが村上市に戻ってきたいという思いの中に、村上市はどのようなところが織り込まれるものが良いと思います。旧市町村のものもいいが、過去は過去として、未来に向かって村上市はこういうまちなんだよと、もっと前を見て目標となり、未来への道筋になるようなものがよいと思います。

委員； 旧市町村のものもよい言葉があります。白紙から考えるよりは参考にしているのでしょうか。今までの良いところを生かしながら作る方法がいいと思います。古いものでも良いところは伸ばすべきだと思います。

余談ですが、私の子どもは市外で生まれ育ちました。外からの目線で言わせてもらうと、村上市は城下町で、閉鎖的、封建的に見えます。これを若い世代、次世代に受け継がないようにしたいという思いも込めて、市民憲章づくりをしたいと思っています。

会長； 私もいろいろな会で同じことをたくさん言われました。私が入っているスポーツクラブ活動でも、同じように言われたことがあります。

市民憲章はスローガンであると同時に、趣旨を実現するためにいろいろな政策があり、市民一人ひとりの考え方や行動があるので、今後、市民憲章を作る上でも、そうしたことがなくなるような思いも込めていけたらよいと思っています。

委員； スタイル的には、前文があって、五つの条文がありますが、このパターンは仕方がないのかなと思います。しかし、私は何とか新しいスタイルを作りあげたいと思っています。他からも真似されるようなものを作りたいと思います。

会長； この会はいろいろな分野で、幅広い年代の委員からなる審議会となっており、今までにないような厳選されたメンバーだと思います。そういった意味でも、ぜひいろいろな意見を出してもらい、若い人からも意見をいただきたいです。これからの村上市を担う人から意見を出してもらい、市民憲章とは何ぞやという部分から意見を出し合ってもらいたい。

私はスポーツの関係に携わっていますが、総合型スポーツクラブでは、いつでも、どこでも、誰でも、誰とでも、好きなレベルでスポーツを楽しむというのがコンセプトです。健康増進につながるような文言をぜひ入れていただきたいと思っています。

委員； 子どもたちにも親しみやすいものを作りたいと思います。

委員； 村上市は広域的なのでいろいろな面で難しいと感じます。生活のフィールドも非常に広いです。私は山北の人間ですが、山北の生活圏は鶴岡市となってい

ます。文化・食・教育・言葉も違う中で、特定の地名などをキーワードとして入れるのは避けるべきです。未来志向のもの、これから先10年、20年と残ることを考えた継続性を訴えたいと思ってずっと考えてきました。広く市民へのメッセージを出せるよう考えていきたいと思います。

委員； 私は若者の就労支援をしています、つながることが大事だということを日頃から利用者に言っています。困った時に相談する人がいないと自分で全部抱えてしまい大変です。誰かとつながっていくことは、とても大切なこと。歴史も文化も結局のところ「人ありき」でなければ始まりません。人とのつながりを考えることはとても大事だと思います。

委員； 実は、先に考えてきてしまいました。村上市ってこういうまちというのが見えた方が良くと思うし、何か特徴の見えるものが良いと思っています。村上市には鮭があり、これらから自分なりに前文を考えました。

「村上市は海へと旅立った鮭が再び戻ってくるまちでもあります。私たちが戻るべき場所がいつでもこの村上市にあることを願うこの市民憲章を制定します。」

村上市には、海と山と川が全部揃っていて、日本の国というものが凝縮されています。最後に人間が必要になってくる環境や人情があり、足りない部分があれば、そういう市になるようにしていきたいという願いを込めて前文を作ってみました。若者が素通りしない文章、大人たちに発破をかけられるような文章にしたいと思います。

委員； 私も市民憲章というものが当初は分かりませんでした。審議会の委員になることについて、周りからは「すごいことだよ」と言われました。自分なりに調べていく中、やっと重大なものだと理解してきました。

市民憲章の中身的には、言葉は違っても自然のこと、スポーツのこと、子育てのことなど、どこも同じようなことを書いています。そういったものがなぜ浸透しなかったのかというと、おそらく行動につながらなかったからだと思います。一つの言葉に対して、行動につながるようにしていきたいです。

私は商売をしています、ただ単に売っていても売れません。その商品にストーリーがないと売れません。同じように市民憲章にしても、その言葉にストーリー性がないと浸透しないし、意味もないと思います。ポップの原理と同じですが、パッと目を引くようなものにしたいです。

委員； 学校の校歌じゃないけど、毎日でも子どもたちが学校で読むようなことをしないと普及しないと思います。市民がふれあえるようなものを作りたいと思います。

村上市はきれいで豊かな自然がある割に、子どもたちはゲームやパソコンばかりして関心がありません。地道な地域の活動や体験が大事だと思います。

副市長； 市民憲章を作るだけではなく、どう実践するか、どうやって次につなげるかが大事です。どうやって教育に生かすかも大事だと思います。

委員； 先ほど下敷きの話がありましたが、私も家で探してみたら、子どもの机から市民憲章の下敷きが出てきました。子どもからすると魅力がないから、下敷き

としても使わずに机の中にしまってあったと思います。今になって改めて読んでみたら、キーワードは確かに村上市の風景が浮かぶものでした。

8月にふれあいセンターで成人式をやっていますが、ここで二十歳の若者が市民憲章の唱和ができればいいなと思います。そこで恥ずかしくなく、読みあげることができるようなものを作れば、若者にも浸透していくと思います。

委員； 旧市町村のものはどこも同じようなものでした。言葉が硬く同じような言い回しです。もっと親しみやすいものであるほうがいいし、私も商売をしていますが、ストーリー性がないと食いつかないと思います。今までのものをベースに作り上げたいと思います。

委員； 今日皆さんの意見を聞いていて、委員でありながら非常によい刺激を受けています。もっと懇親を深めて、皆さんからたくさんの意見を聞いてみたいと思いました。

会長； 素案ができた頃に、皆さんの懇親を深める会を催したいと思いますし、その中でさまざまな意見も出るのではないかと思います。

8. その他

会長； その他ということで、事務局から何かありますか。

事務局； 次回の審議会は8月を予定しています。ただ、今後の起草部会の進捗により変更も考えられ、早まることもありますので、ご連絡をしたいと思います。

副市長、教育長も公務があり、なかなか出られないことがあるので、どうかご理解いただきたいと思います。

日中に都合が良い方と夜間が良い方がいると思います。なるべく皆さんが出られる時を聞きながら進めたいですが、都合により昼夜どちらかになり、欠席しなければならぬこともあるかもしれません。そうしたときは、審議内容を伝えるなど、事務局で欠席された方のバックアップをしたいと思っています。

報償費の関係ですが、村上地区以外の方には費用弁償が出ますが、市の規定に基づき数百円程度の少額であるのでどうかご理解いただきたいと思います。

会長； 本日は忌憚のない意見をありがとうございました。起草部会の方には大変ご苦勞をかけますが、良い素案を作ってください、それ以外の方も自分なりのアイデアや文章のつながりを考えていただきたいと思います。次回も活発な議論をよろしくお願いします。

9. 閉会 (15:50)

第1回村上市市民憲章等審議會の様子



第1回村上市市民憲章等審議會で委員の皆さんの初顔合わせとなりました。副市長からご挨拶をいただいているところです。



村上市市民憲章等審議會会長に五十嵐委員、副会長に本間委員選出され、市長からの市民憲章案と（仮称）村上市まちづくり基本条例案についての諮問を受けました。



会議では、それぞれの委員が市民憲章に対する考えや意見を出し合い、とても活発な論議がされました。委員からは、「各委員の意見から刺激を受けた」「次の会議が楽しみ」「よく調べてきたい」などの感想が寄せられ、有意義な会議となりました。